

水 準 書

§ 1 本水準書の適用

本水準書は、木津川流域下水道洛南浄化センター運転管理業務（以下「全体業務」という）における、水処理・汚泥処理設備点検整備業務（機械）と水処理・汚泥処理設備点検整備業務（電気）（以下「部分業務」という。）に適用する。

なお、本水準書に記載なき項目は以下による他、包括的民間委託の主旨に基づく監督職員との協議または指示に従い実施しなければならない。

また、各設計書の委託業務共通仕様書、仕様書、特記仕様書については水準書として読み換えるものとする。

ただし、要求水準書別紙8（分析に関する要領）については仕様書とする。

- (1) 各種関係法令（条例を含む）
- (2) 本業務の「委託契約書」、「入札説明書」、「要求水準書」
- (3) 京都府「土木工事共通仕様書（案）平成22年4月」（以下「共通仕様書」という。）、
- (4) 京都府「土木請負工事必携 平成22年4月」、
- (5) 京都府「土木工事施工管理基準 平成22年4月」
- (6) 各種関係学会及び協会の「示方書」「仕様書」「諸基準」等
- (7) 日本下水道事業団「機械設備工事一般仕様書 平成27年度」
- (8) 日本下水道事業団「機械設備工事必携（施工編）平成27年」
- (9) 日本下水道事業団「機械設備工事必携（工場検査編）平成24年」
- (10) 日本下水道事業団「機械設備標準仕様書 平成27年」
- (11) 日本下水道事業団「機械設備特記標準仕様書平成27年」
- (12) 日本下水道事業団「機械設備工事必携 工事管理記録（本編）平成24年」
- (13) 日本下水道事業団「機械設備工事必携 工事管理記録（施工管理記録編）平成21年」
- (14) 日本下水道事業団「機械設備工事必携 工事管理記録（施工チェックシート編）平成21年」
- (15) 日本下水道事業団「電気設備工事必携 平成27年」
- (16) 日本下水道事業団「電気設備工事特記仕様書 平成27年」
- (17) 日本下水道事業団「電気設備工事一般仕様書・同標準図 平成27年」

全体業務契約以降、最新版が発行された場合は監督職員と協議して取り扱いを決めることとする。

§ 2 疑義事項

受託者は、本水準書について疑義があるときは、入札前に本府の説明を受け、十分理解しなければならない。入札後に生じた疑義については、すべて、本府の包括的民間委託の主旨に基づく解釈に従うものとする。

§ 3 法令等順守

受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び諸規則を順守しなければならない。再委託する場合は再委託者にも順守させなければならない。

また、京都府は発注者及び下水道管理者として可能な限り協力はするが、官公署等へ様々な協議や手続きは受託者の責任で行うこと。

§ 4 受託者の負担

受託者は、仕様書及び設計図書に定めるほか、次の各号に掲げる費用についても、受託者の責務に帰することができない場合を除き負担しなければならない。

- (1) 仕様書及び設計図書で明記されていないものであっても、本部分業務の実施上欠くことのできない、事務、所要材料、整備、補修などの費用。
- (2) 本部分業務に起因して人畜、物件に損害を与えた補償費、処置費（応急含む）及び復旧費（応急含む）。
- (3) 本部分業務の手戻り費用。
- (4) 官公署等への申請に要する費用。
- (5) 本部分業務に必要な水道、電力、燃料等の光熱水費。

§ 5 設備概要

今回、業務委託する機器は別紙のとおりとする。

§ 6 注意事項

全体業務完了前は無論のこと、完了後においても、機器の効率、主軸等の芯出精度、又は、工器用計器等の精度は、本部分業務着手前と同等以上でなければならない。

§ 7 保証

本部分業務における保証期間は本部分業務完了後1カ年とする。その間における、本部分業務上の不備等瑕疵に起因する故障または事故等については速やかに修理、取替、調整または補償を行うこと。

また、本部分業務外の全体業務での不備等瑕疵に起因する場合は別途補償すること。

なお、自然災害または第三者に起因など受託者の責めとならない場合は保証の対象外とする。

§ 8 施工上の留意事項

本部分業務に際しては、十分現場調査を行うと共に既設との整合性・将来設備への支障がないよう考慮すること。

§ 9 業務計画書

技術提案書等の提案書に基づく全体業務契約期間を通じた本部分業務の方針及び概略計画を契約後速やかに提出し、それに基づく、単年度毎の部分業務計画書を年度当初に速やかに提出すること。

なお、必要に応じて追記等の変更を行い可能な限り実務的な計画書作成に努めること。

§ 10 近接工事の取扱基準

全体業務契約期間中に浄化センター内および中継ポンプ場内またはこれらの場外概ね100m四方以内における工事または業務委託を請け負う場合は、諸経費調整を行うこととする。

なお、この場合の諸経費調整は積算体系が同じ工事または業務委託の間で行うものとする。

§ 11 電子納品

1 受託者は、監督職員と協議の上、提出書類を紙媒体納品とすることが出来る。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務の最終成果や管理情報を電子データで納品することをいい、試行する場合は国土交通省工事完成図書の電子納品要領（案）（土木設計業務等の電子納品要領（案））等、平成22年8月度電子納品実施マニュアル（案）及び京都府電子納品ガイドライン（案）に基づき実施しなければならない。

また、受託者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事（設計業務等）着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い、京都府電子納品ガイドライン（案）で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

なお、電子納品の内容に応じて、成績評定において加点評価の対象とする。

2 電子納品における電子化に要する費用は受託者（受注者）の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で納品したものを含む従来どおりの紙媒体で1部提出するものとする。

§ 12 完成図書の作成

設備管理用の完成図書を3部作成のこと。（黒表紙 金文字）

また、電子データについても提出のこと。

以下、は主に工事に関する京都府の規程等である。必要に応じて適用することとする。

§ 13 特定建設資材の分別解体

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受託者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入機関及び受入時間	その他受入条件	距離

※ 「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について」（平成14年6月26日付け4指第337号）の(1)ロに該当する工事に記載する。

なお、実施要領(1)ロ以外の場合及び建設特定資材廃棄物以外（建設発生土、伐木等）に

については、「建設副産物の搬出」による。

※ 上記①の「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

※ 上記②については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受託者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受託者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

§ 14 産業廃棄物税

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいます。

§ 15 産業廃棄物運搬車両の表示等

1 自己（社）運搬の場合

(1) 収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示を行うこと。

・「産業廃棄物運搬車」の文字（同 140ポイント以上（5 cm以上））

・事業者の氏名又は名称（同 90ポイント以上（3 cm以上））

(2) 収集運搬車両は、次の内容が記載された書面を備え付けること。

・「氏名又は名称及び住所」、「運搬する産業廃棄物の種類及び数量」、「運搬する産業廃棄物の積載日」、「積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」、「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先」

2 許可業者に運搬を委託する場合

(1) 収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示がされている業者に委託すること。

・「産業廃棄物運搬車」の文字（JIS Z8305 140ポイント以上（5 cm以上））

・許可業者の氏名又は名称（同 90ポイント以上（3 cm以上））

・統一許可番号（下6桁）（同 90ポイント以上（3 cm以上））

(2) 収集運搬車両に次の書面が備え付けられている業者に委託すること。

・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

・産業廃棄物管理票（マニフェスト）

3 提出書類

工事完成時に産業廃棄物の収集運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出すること。

§ 16 工事材料の品質（品質証明書等）

受託者は、工事に使用する材料のうち監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

§ 17 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等（段階確認）

受託者は、監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、受託者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。

§ 18 レディーミクストコンクリート施工の品質確保

スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、少なくとも一回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を受けた上で、受託者のみで実施してもよい。

§ 19 ダンプトラック等の過積載防止対策

受託者は、レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物及び建設副産物（建設発生土、産業廃棄物等）の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等（以下、「伝票等」という。）を整理・保管し、ダンプトラック等1台毎の積載量等を記入した運搬管理表（別添参照）を作成の上、検査時に提出しなければならない。

なお、伝票等については、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時

に原本を提示しなければならない。

以下は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）に関する規程等である。

§ 20 自動採水装置の簡易点検

自動採水装置（ただし冷蔵機能を有するものに限る。）については、フロン排出抑制法第16条第1項の規定による第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年12月10日付け経済産業省・環境省告示第13号）第二の1に定める簡易点検の対象機器であり、水処理・汚泥処理設備点検整備業務（電気）に当該簡易点検を含むものとする。

§ 21 簡易点検の頻度

簡易点検の頻度は、対象機器毎に1回／3ヶ月（4回／年）とする。

§ 22 点検記録簿の作成等

簡易点検については、業務計画書を提出し、対象機器毎にフロン排出抑制法の点検記録簿を別途作成し、結果を記録するとともに、各点検の完了毎に点検記録簿を1部提出することとする。